

# 公衆無線LANの利用にあたって（お願い）

※ 「藤枝市公衆無線LAN利用規約」に基づき、公衆無線LANの利用に際し、以下の行為を**禁止**します。

- ① 他の利用者の迷惑になる行為（長時間の占有、大声で騒ぐ行為など）
- ② 第三者または本市に不利益・損害を与える行為
- ③ 第三者を誹謗中傷する行為
- ④ 公序良俗に反する行為
- ⑤ 選挙運動またはこれに類する行為
- ⑥ 法令に違反または違反するおそれがある行為
- ⑦ その他、本市が不適切であると判断する行為



公衆無線LANの適切な利用のため、利用者のアクセスログを記録しています。あらかじめご了承ください。公衆無線LANの利用により、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本市は一切の責任を負いません。

岡部支所分館長